

三重県防災・減災対策アクションプラン

(最終案)

令和5年3月
三 重 県

目 次

1 はじめに ······	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 進捗管理	
2 検証と課題 ······	2
(1) 対策上想定すべき事象	
ア) 南海トラフ地震	
イ) 内陸直下型地震	
ウ) 風水害	
エ) 国民保護事案	
(2) これまでの取組をふまえた今後の課題	
ア) 災害対応力のさらなる強化	
イ) 防災意識の醸成と避難体制の整備	
ウ) 避難環境の整備	
エ) 新型コロナウイルス感染症への対応	
オ) 人口減少・高齢化への対応	
カ) 国民保護	
3 今後の取組方向 ······	4
(1) 災害即応体制の充実・強化	
(2) 災害保健医療体制の整備	
(3) 確実に避難することができる体制の整備	
(4) 安全・安心な避難環境の整備	
(5) 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	
4 施策体系 ······	5
5 施策の内容 ······	6
取組方向 1 災害即応体制の充実・強化 ······	7
1－1 災害対策本部機能の強化	
1－2 職員の災害対応能力の向上	

取組方向 2 災害保健医療体制の整備	11
2－1 保健医療活動を支える人材育成の推進	
2－2 医療体制の継続性の確保	
取組方向 3 確実に避難することができる体制の整備	15
3－1 避難施設の整備促進	
3－2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築	
3－3 避難に必要な防災情報の提供	
取組方向 4 安全・安心な避難環境の整備	21
4－1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援	
4－2 避難所における避難者へのきめ細かな支援	
4－3 物資の受入・供給体制の整備	
4－4 多様な支援主体を受け入れる体制整備	
取組方向 5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	29
5－1 命を守るための意識の醸成	
5－2 防災教育の推進	
5－3 地域の防災人材の育成	

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

今後 30 年以内に 70~80% の確率で発生し、県内で甚大な被害が予想される南海トラフ地震をはじめとした大規模地震や、激甚化・頻発化する風水害、武力攻撃等の国民保護事案など、県民の命を脅かす災害等はいつ発生してもおかしくない状況にあります。

こうした中、大規模災害の発生に備え、県民の命を守ることを第一としながら、国や市町、防災関係機関と連携して迅速・的確な対応を実施するための取組や、個々の市町のニーズや状況に合わせた支援を重点的に進めていくことが必要となっています。また、このような取組を進めるにあたっては、行政だけでなく、地域住民の参画を得ることが不可欠です。

県ではこれまで、防災・減災対策の方向性と道筋を示した「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき防災・減災対策に取り組んできました。これまで進めてきた防災・減災対策を基礎としながら、災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組について、計画期間内で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めるため、「三重県防災・減災対策アクションプラン」を新たに策定します。

(2) 計画の位置づけ

「三重県防災対策推進条例」第 10 条第 2 項に基づき、「三重県地域防災計画」に定められた防災対策を実行するための事業計画です。

また、本県の中期の戦略計画である「みえ元気プラン」に掲げた防災・減災施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものです。

(3) 計画期間

令和 5 (2023) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 4 年間

(4) 進捗管理

毎年度の進捗状況を公表するとともに、社会情勢の変化など、必要に応じて各取組の見直し等を行い、施策の着実な推進を図ります。

2 検証と課題

(1) 対策上想定すべき事象

アクションプランにおいて想定している事象は以下のとおりです。これらが複合的に発生する場合や、災害と感染症に同時にに対応する場合等についても想定しておく必要があります。

ア) 南海トラフ地震

南海トラフ地震は今後 30 年以内に 70~80% の確率で発生が予想されるなど、年々切迫性が高まっている状況です。

本県が平成 25 年度に公表した被害想定によると、県内のほぼ全域で震度 6 弱以上、特に南部の大半と伊勢湾沿岸部では震度 6 強、伊勢志摩地域の沿岸部を中心に震度 7 が想定され、津波による甚大な人的被害が発生する可能性があります。

○南海トラフ地震被害想定（理論上最大）

死 者：約 53,000 人、うち津波による死者は約 42,000 人

負傷者：約 62,000 人、うち重傷者は約 18,000 人

避難者：発災後 1 か月後には県全体で約 973,000 人

イ) 内陸直下型地震

本県において、大規模な内陸直下型地震を引き起こす可能性のある活断層は「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」の 3 つが確認されており、本県が平成 25 年度に公表した被害想定によると、県内各地域で甚大な被害が発生する可能性があります。

○養老－桑名－四日市断層帯地震被害想定

北勢地域の大半で震度 6 強以上、断層近傍では震度 7 が想定されています。

死 者：約 6,000 人、うち約 5,900 人が北勢地域と想定

負傷者：約 34,000 人

○布引山地東縁断層帯（東部）地震被害想定

北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域において震度 6 強以上、断層近傍では震度 7 が想定されています。

死 者：約 4,100 人

負傷者：約 29,000 人

○頓宮断層地震被害想定

伊賀地域を中心とした地域で震度 6 弱以上、断層近傍では震度 6 強以上が想定されています。

死 者：約 200 人

負傷者：約 3,100 人

ウ) 風水害

気候変動により、強い勢力を維持したまま接近する台風や、1時間降水量80ミリ以上の雨（猛烈な雨）の年間観測回数が増加傾向にあるなど、風水害の激甚化・頻発化の傾向は顕著なものとなっています。

本県においても、令和3年度における1時間降水量50ミリ以上の雨（いわゆる「非常に激しい雨」）の発生回数は17回、同80ミリ以上の雨の発生回数は3回と、災害が発生する危険性のある大雨の発生回数が増加傾向にあります。

エ) 国民保護事案

県内には、石油コンビナート、ダム、大規模集客施設、自衛隊施設等が複数存在し、これら施設に対する武力攻撃やテロが万一行われた場合、重大な事態となり、県民の生命、身体及び財産に大きな影響がおよぶおそれがあります。

（2）これまでの取組をふまえた今後の課題

「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき、これまで本県が進めてきた防災・減災の取組を総括し、次のとおり課題を整理しました。

ア) 災害対応力のさらなる強化

毎年度、総合図上訓練や総合防災訓練（実動訓練）を実施し、情報収集力の向上や分析・対策立案力の向上、防災関係機関との連携強化に取り組んできました。その結果、訓練等により県の災害対応力は着実に向かっているものの、職員個人や災害対策本部における役割の習熟度にばらつきが見られるため、引き続き災害対応力の強化を進める必要があります。

また、災害時の保健医療体制や市町支援体制についてもさらに強化していく必要があります。

イ) 防災意識の醸成と避難体制の整備

県民の防災意識の醸成と地域防災力の向上を図るため、防災啓発活動に取り組むとともに、市町によるハザードマップの作成や地域による地区防災計画の策定の支援など、避難体制の整備を進めてきました。

しかし、その実効性の検証や、避難時に犠牲となることが多い高齢者や障がい者など避難行動要支援者への対策については、さらに取組を進める必要があります。

ウ) 避難環境の整備

安全・安心な避難環境を整備するため、避難所運営マニュアルの作成や必要な資機材の整備など、市町による避難所の運営・環境整備への支援等に取り組んできました。今後も、県民が安心して躊躇なく避難し、安全に避難生活を送ることができる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

エ) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、避難所における感染症対策に取り組んできましたが、一方で、地域の防災訓練が中止や縮小されるなど、県民が地域の防災活動に参加しにくい状況です。今後は、こうした新たな課題に対応した手法を取り入れつつ、防災啓発や地域の防災活動の支援に取り組んでいく必要があります。

オ) 人口減少・高齢化への対応

人口減少・高齢化の進展に伴い、地域の防災活動を担う人材が年々不足することが懸念されるとともに、災害時の避難行動に支援を要する人が今後も増加することが予想されるため、自主防災組織や消防団等の担い手確保に一層注力し、地域防災力の強化を進める必要があります。

カ) 国民保護

武力攻撃や大規模テロ等から県民の安全を確保し、被害を最小限に抑えられるよう、避難施設の指定や訓練の実施等有事への備えを進める必要があります。

3 今後の取組方向

課題に対応し、県民の命を守るために今後注力すべき防災・減災対策の取組の方向性を次の5つに整理しました。

(1) 災害即応体制の充実・強化

災害発生時において、県民の命を守るための救助・救急活動をはじめとする災害対応を円滑に実施するためには、初動対応が最も重要となります。そのため、引き続き発災直後に力点を置いた災害対策本部機能の強化を図るとともに、災害対策本部を運営する職員の能力向上について特に注力します。

(2) 災害保健医療体制の整備

大規模災害発生時は、医療機関自体も被災する可能性がある中、多くの傷病者に対して迅速かつ的確に保健医療サービスを提供する必要があります。そのため、災害時の保健医療体制の強化に取り組むとともに、特に保健医療活動を支える人材の育成とスキルアップに注力します。

(3) 確実に避難することができる体制の整備

県民が安全な場所に迅速に避難し、災害等から命を守ることができるよう、必要な避難場所を確保し、さまざまな状況においても確実な避難につながる取組を進めます。あわせて、避難に関する情報を県民が迅速かつ的確に入手できるよう、デジタル技術を活用した情報発信の強化に注力します。

(4) 安全・安心な避難環境の整備

避難生活における災害関連死を防ぐとともに、良好な避難生活環境を確保するための施設整備や、それぞれの被災者に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導等を実施できる体制整備に注力します。

(5) 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化

自らの命を守る「自助」の意識の醸成につながる手法や仕組みを検討するとともに、学校における防災教育の推進に注力します。

また、自主防災組織や消防団等が主体となる地域の防災活動の活性化を図るため、地域の防災活動を担う人材の育成・確保に一層注力します。

4 施策体系

5つの取組方向に基づき、アクションプランの計画期間において特に注力していく施策は以下のとおりです。

<三重県防災・減災対策アクションプランの施策体系>

取組方向	施策
1 災害即応体制の充実・強化	1－1 災害対策本部機能の強化 1－2 職員の災害対応能力の向上
2 災害保健医療体制の整備	2－1 保健医療活動を支える人材育成の推進 2－2 医療体制の継続性の確保
3 確実に避難することができる体制の整備	3－1 避難施設の整備促進 3－2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築 3－3 避難に必要な防災情報の提供
4 安全・安心な避難環境の整備	4－1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援 4－2 避難所における避難者へのきめ細かな支援 4－3 物資の受入・供給体制の整備 4－4 多様な支援主体を受け入れる体制整備
5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	5－1 命を守るための意識の醸成 5－2 防災教育の推進 5－3 地域の防災人材の育成

5 施策の内容

施策体系に基づき、個々の施策について次のとおり整理して記載しています。

取組方向〇　〇〇〇

施策〇一〇　〇〇〇〇

※ 取組方向ごとに施策番号を設定して整理しています。

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

※ この施策において、令和8年度末に到達すべき目標を記載しています。

【現状と課題】

※ この施策における令和4年度現在の状況と課題について整理しています。

【特に注力する取組】

※ 現状と課題をふまえ、めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）を実現するため、このアクションプランの計画期間において特に注力する取組について記載しています。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇			

※ 【特に注力する取組】を着実に進めていくにあたって、その進捗を表す代表的な取組事項（アクション）を年度ごとに記載しています。

※ 「年度ごとのアクション」には、マニュアル作成や制度構築等の各年度の成果のほか、成果指標となる対象を年度ごとの進捗がわかる形で記載しています（〇〇回・〇〇件・〇〇名 等）。

なお、複数年をかけて実施する取組や、毎年度継続して実施することを目標とする場合は、複数年を一括して記載しています。

取組方向 1 災害即応体制の充実・強化

施策 1－1 災害対策本部機能の強化

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模災害発生時等の初動において、迅速かつ的確な災害対応が実施できるよう、県や市町の災害対策本部体制が一層強化されています。

【現状と課題】

- 大規模災害発生時等において、甚大な人的被害に対し救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するためには、初動対応が非常に重要であることから、三重県災害対策本部（本庁）及び地方災害対策部（地域庁舎）に必要な人員体制を迅速に構築する必要があります。
- このため、県では、令和4年8月に「南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応レビュー」として、過去の災害から得られた教訓や近年の社会情勢の変化をふまえ、大規模地震発生時における初動対応について検証を実施し、「一人の職員が複数の業務を担うことで、災害対応が滞る可能性があるため、各職員が一つの業務に専念できる体制で確実に災害対応を行う」ことを原則として整理したところです。
- 今後は、この検証結果をふまえ、県各所属において災害時に優先的に実施する業務についても整理するとともに、特に平時の人員体制では対応できない大規模災害時等において、円滑に人的資源を確保し、災害対策本部を迅速に構築する仕組みを整えます。
- また、災害対応の最前線となる市町の災害対策本部機能の強化を支援するとともに、引き続き国や防災関係機関等との連携強化を図ることで、災害対応の総合力を向上させる体制整備を進めます。

【特に注力する取組】

○ 災害対策本部初動体制の強化

大規模災害発時の三重県災害対策本部（本庁）及び地方災害対策部（地域庁舎）における災害対応業務について、特に初動に必要な組織体制の検証と見直しを行い、新たな体制に基づき訓練を重ねることで、災害対応の実効性向上を図ります。

この体制見直しをふまえ、県組織の全ての所属において、災害時に優先的に実施する非常時優先業務（※¹）と、それを実行するために必要な組織体制を整理し、大規模災害時において人的資源を確保する仕組みを構築します。

○ 市町災害対策本部機能強化の支援

災害発生時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、市町による図上訓練の実施について、訓練内容の検討や企画・立案の段階から、実際に訓練を実施する際の運営支援等、各市町のニーズや状況に合わせた支援を行います。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1－1－1 災害対策本部 初動体制の強 化	県災害対策本 部における初 動の災害対応 に必要な組織 体制の検証及 び見直し	地方災害対策 部における初 動の災害対応 に必要な組織 体制の検証及 び見直し		
1－1－2 市町災害対策 本部機能強化 の支援	市町が実施す る図上訓練に 対して、訓練内 容の検討や企 画・立案、訓練 の運営等、市町 ニーズや状況 に応じて必要 な支援を実施 (全ての市町 に実施)	市町が実施す る図上訓練に 対して、訓練内 容の検討や企 画・立案、訓練 の運営等、市町 ニーズや状況 に応じて必要 な支援を実施 (全ての市町 に実施)	市町が実施す る図上訓練に 対して、訓練内 容の検討や企 画・立案、訓練 の運営等、市町 ニーズや状況 に応じて必要 な支援を実施 (全ての市町 に実施)	市町が実施す る図上訓練に 対して、訓練内 容の検討や企 画・立案、訓練 の運営等、市町 ニーズや状況 に応じて必要 な支援を実施 (全ての市町 に実施)

※1 非常時優先業務

大規模災害発生時等に優先的に実施しなければならない業務全般。災害対応業務に加え、平時に各所
属で実施している通常業務のうち、災害が起こっても中断することができない業務が含まれる。

施策 1－2 職員の災害対応能力の向上

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模災害発生時等において、災害対策本部の中核となって活動する職員等、初動の災害対応において重要な役割を担う職員が育成され、災害対応を迅速かつ的確に実施する体制が整っています。

【現状と課題】

- 大規模災害発生時等において、災害対策本部において中核となる、具体的な指示を出す職員及びそれを補佐する職員は、防災に関する専門的な知識や経験を有していることが求められます。
- また、全ての県職員は、三重県災害対策本部の一員として、災害時における自らの所属の役割を理解したうえで、業務が集中する部門・部署への応援に入るなど、限られた人的資源の中で組織一丸となって対応するため、職階に応じた役割を意識した人材育成を実施する必要があります。
- 本県では令和元年度に「三重県防災人材育成指針」を策定し、令和2年度から、全ての職員を対象として、災害対策本部における業務遂行上の役割に応じた訓練・研修や、新規採用職員から部局長まで、各階層別の防災研修を実施するなど、職員の人材育成を進めています。
- 今後は、災害対応をより迅速かつ的確に実施することに重点を置き、災害対策本部の中核となる職員や、緊急派遣チーム（※¹）のように災害対応の初動において重要な役割を担う職員に対して、専門的な研修や訓練に注力することで、特に初動における災害対策本部機能を強化していく必要があります。
- また、武力攻撃等の国民保護事案にも対応できるよう、こうした事案に特化した訓練を実施することで、職員の対応力を向上させていく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 災害対策本部の中核となる職員の育成

令和5年度に実施する災害対応業務体制の見直しをふまえ、大規模災害発生時等に災害対策本部で中核となって活動する職員を対象として、防災に関するより専門的な研修や、人命救助に特化した部隊別の訓練を通じて、迅速かつ的確に災害対応を実施できる人材の育成を進めます。

○ 役割に応じた対応能力の強化

- ・ 災害発生時等において、市町から被害状況や支援要請などの情報収集を主な役割とする緊急派遣チームの要員を事前に指定し、指定された職員を実際に市町に派遣する訓練を実施することで、市町支援の専門性向上を図ります。
- ・ 武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に的確な対応が行えるよう、有事において想定される重要場面に焦点を当てて、対処すべき事項等を中心に検討する訓練（討議型図上訓練）と、発災からの一連の状況を県と市町等が演練す

る訓練（ロールプレイング方式の図上訓練）を、国と連携しながら毎年度交互に実施することにより、県及び市町対策本部の対応能力の向上や関係機関との連携強化に取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1－2－1 災害対策本部 の中核となる 職員の育成	災害対策本部の 中核となる職員 を育成する仕組 みの構築	災害対策本部の 中核となる職員 に対する専門的 な研修の実施 (育成人数 30 人)	災害対策本部の 中核となる職員 に対する専門的 な研修の実施 (育成人数 45 人 (累計))	災害対策本部の 中核となる職員 に対する専門的 な研修の実施 (育成人数 60 人 (累計))
		人命救助に特化 した図上訓練を 実施し、中核と なる職員を育成 (総括部隊にお いて実施)	人命救助に特化 した図上訓練を 実施し、中核と なる職員を育成 (総括部隊・社 会基盤対策部 隊・保健医療部 隊において実 施)	人命救助に特化 した図上訓練を 実施し、中核と なる職員を育成 (総括部隊・社 会基盤対策部 隊・保健医療部 隊において実 施)
1－2－2 役割に応じた 対応能力の強 化	全ての緊急派遣 チーム要員に対 して、市町派遣 研修・訓練を実 施	全ての緊急派遣 チーム要員に対 して、市町派遣 研修・訓練を実 施	全ての緊急派遣 チーム要員に対 して、市町派遣 研修・訓練を実 施	全ての緊急派遣 チーム要員に対 して、市町派遣 研修・訓練を実 施
	全ての市町が参 加する国民保護 訓練（討議型図 上訓練）を実施	国民保護訓練 (ロールプレイ ング方式の図上 訓練) を、実施 実績のない市町 と共同で実施	全ての市町が参 加する国民保護 訓練（討議型図 上訓練）を実施	国民保護訓練 (ロールプレイ ング方式の図上 訓練) を、実施 実績のない市町 と共同で実施

※1 緊急派遣チーム

県内で地震、風水害等災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に当該市町へ派遣され、
情報収集や必要な支援の調査等、県との総合調整を主な役割として活動する。

取組方向2 災害保健医療体制の整備

施策2－1 保健医療活動を支える人材育成の推進

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

災害時における保健医療活動を支える人材の育成やスキルアップが進んでいます。

【現状と課題】

- 災害発生時においても適切な医療が提供できるよう、医療機関に対する施設・設備の整備に係る支援を行うとともに、国や県が主催する研修等を通じて保健医療活動を支える人材の育成・スキルアップなどに取り組んでいます。
- 引き続き南海トラフ地震や台風等による大規模災害の発生を想定し、災害発災時における保健医療提供体制の充実・強化に取り組む必要があるため、計画的、継続的な人材育成・スキルアップが必要です。

【特に注力する取組】

○ 県内DMA Tチームの養成

- ・ 国が実施するDMA T（※¹）、DPAT（※²）、DHEAT（※³）、災害時小児周産期リエゾンの養成研修等を活用した人材育成に加えて、急性期の災害医療体制を強化するため、新たに本県独自で県内での災害医療活動に特化した「三重ローカルDMA T」の養成に取り組み、本県で活動できるDMA Tチーム数の増加を図ります（令和4年度末時点の県内のDMA Tチーム数：29隊）。
- ・ 災害医療コーディネーター（※⁴）や災害看護研修等の実施、国や県が主催する訓練への参加を通じて災害拠点病院（※⁵）をはじめとする医療機関等とのネットワーク構築等、災害時の保健医療活動を支える人材の育成・スキルアップに取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2－1－1 県内DMA T チームの養成	県内DMA T チーム数（34 隊）	県内DMA T チーム数（39 隊）	県内DMA T チーム数（45 隊）	県内DMA T チーム数（51 隊）

※1 DMA T

災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team) の略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのこと。

※2 D P A T

災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team) の略。大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して「精神科医療及び精神保健活動の支援」を行うための精神科医、看護師等で構成された専門的なチームのこと。

※3 D H E A T

災害時健康危機管理支援チーム (Disaster Health Emergency Assistance Team) の略。災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームのこと。

※4 災害医療コーディネーター

保健医療調整本部及び保健所において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。

※5 災害拠点病院

災害時に医療救護活動の中心となる病院で、都道府県に指定された病院。

施策 2－2 医療体制の継続性の確保

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模地震災害が発生した際に、全ての病院が自院で整備した「B C Pの考え方に基づく病院災害対応マニュアル（以下「病院B C P」という。）」に基づいて行動し、速やかに医療提供体制の確保ができるような体制が整っています。

また、整備した病院B C Pのブラッシュアップが適宜実施され、病院ごとに常に災害時に備えた適切な運用が行われています。

【現状と課題】

- 災害時においても必要な医療を提供できるよう、県内全ての地域でB C P（業務継続計画）整備に係る地域別研修会を実施しており、令和4年9月末現在、県内93病院のうち全ての災害拠点病院を含む62病院（約67%）で病院B C Pが整備済みとなっています。
- 引き続き、県内の全ての病院で病院B C Pの整備促進と定着化を図る必要があります。あわせて整備した病院B C Pのブラッシュアップを定期的に行いうような啓発が必要です。

【特に注力する取組】

○ 病院B C Pの整備支援

全ての病院で病院B C Pの整備ができるよう、研修会を通して病院B C P整備の働きかけを行います。さらに、未整備の病院に対して、B C Pの整備が困難となっている理由や課題を聞き取りながら丁寧な支援に取り組み、病院B C Pの作成状況をふまえて支援策等を整理するとともに、取組内容の検討を行います。

また、災害発生時に実効性のあるマニュアルとして活用できるよう、B C P整備済み病院へのフォローアップを実施します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2－2－1 病院B C Pの 整備支援	病院B C P未 整備病院への 働きかけ	病院B C P作 成状況をふま えた支援策等 の検討・対応	病院B C P作 成状況をふま えた支援策等 の検討・対応	病院B C P作 成状況をふま えた支援策等 の検討・対応
		整備済み病院 へのフォロー アップ	整備済み病院 へのフォロー アップ	整備済み病院 へのフォロー アップ

取組方向3 確実に避難することができる体制の整備

施策3－1 避難施設の整備促進

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模災害に際して避難を必要とする全ての人に対し、避難場所が確保されています。

また、武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に命を守るための避難施設の指定が進んでいます。

【現状と課題】

- 県内各市町においては、地震や津波、洪水、土砂災害などの災害から住民の命を守るために、各地区で発生が予想される災害の種類に応じて、避難施設の整備・確保を進めており、特に津波避難施設については、国による財政支援制度も活用しながら整備が進められています。
- しかし、地震発生から浸水がはじまるまでに時間的余裕がない11市町（※¹）においては、財政的負担が大きいために十分に津波避難施設の整備が進んでいないところもあります。こうした地域の方々が限られた時間内で確実に津波から避難できるよう、市町による津波避難施設の一時も早い整備を促進していく必要があります。
- 武力攻撃等の有事に備えた緊急一時避難施設（※²）の指定について、市町の協力を得ながら一定程度確保が進んでいますが、弾道ミサイル発射時には限られた時間で速やかに避難を行う必要があることから、より多くの施設を緊急一時避難施設として指定できるよう、今後も引き続き取組を進めいく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 津波避難施設や避難路等の整備の促進

地震発生から短時間で津波等の浸水がはじまる地域が存在する11市町における津波避難タワー等の津波避難施設や避難路、避難誘導サイン等の整備を早期に進めるため、県による財政支援を実施します。

○ 避難施設（国民保護）の指定の推進

武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に県民の命を守るため、市町と連携して、県や市町が保有する公共施設を中心に調査を行い、緊急一時避難施設の指定を進めます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3－1－1 津波避難施設 や避難路等の 整備の促進	地震発生から短時間で津波等の浸水がはじまる地域（11市町）への財政支援			
3－1－2 避難施設（国民 保護）の指定の 推進	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定 (県有施設の調査を完了)	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定 (県有施設の指定を完了)	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定 (市町有施設の調査を完了)	緊急一時避難施設として指定可能な公共施設の調査及び指定 (市町有施設の指定を完了)
	緊急一時避難施設としての指定に向けて、民間施設への働きかけを実施			

※1 地震発生から浸水がはじまるまでに時間的余裕がない11市町

理論上最大の南海トラフ地震が発生した場合、概ね15分以内に30cmの津波等の浸水がはじまる予測される地域が存在する11市町（木曽岬町、桑名市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町）

※2 緊急一時避難施設

爆風等からの直接の被害を軽減するため、一時的な避難に活用可能なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設について、県が指定する。

施策3－2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模地震発生に伴う津波に対して速やかに避難行動を取ることができるよう、避難が必要な全ての人が避難場所や避難経路を把握し、避難対策の実効性が確保されています。

また、各地域の特性に応じた避難方法等の検討が行われ、地域の「共助」により、避難対策の実効性の向上が図られています。

【現状と課題】

- 本県では平成26年に南海トラフ地震による被害想定を公表するとともに、市町における津波ハザードマップの作成・周知と合わせ、個人や地域の避難計画作成を支援するツール「Myまっふラン」等も活用しながら、津波浸水区域内の住民が津波から適切に避難するための取組への支援を行ってきました。
- 「令和4年度防災に関する県民意識調査」では約9割の方が災害から避難すべき場所を認知するに至っていますが、その一方で、夜間など避難が困難な状況における避難について、約4割の方が「自信がない」、約2割の方が「考えたことがない」と回答しています。こうした中、これまでの避難方法等の検証を実施し、地域や住民のおかれた状況に応じて、避難が必要な全ての人がより確実に避難できる対策を検討し、進めていく必要があります。
- 全国有数の観光県である本県において大規模地震が発生した場合、旅行先の土地鑑や災害経験を持たない観光旅行者の被災に加え、道路や鉄道の途絶等による多数の帰宅困難者の発生が想定されます。
- これをふまえ、県では、県内の観光事業者・関係団体が観光地の防災対策に主体的に取り組むことができるよう、防災面での知識習得のための研修会の開催のほか、津波からの避難誘導など観光旅行者の安全・安心を確保するための課題検討の場づくりに取り組んできました。
- 大規模地震が発生した際、観光旅行者が津波から適切に避難できるよう、引き続き、有事における観光関係者の現場対応力を高めていくことが必要です。

【特に注力する取組】

○ 津波避難の実効性の検証と対策の推進

避難が必要な一人ひとりの津波避難の実効性をより高めていけるよう、市町が取り組んでいる個別避難計画や地区防災計画の作成支援に加え、地域の特性に応じた最適な避難場所や避難が困難な状況における避難の方法、津波避難タワーへの避難後に周囲が浸水して取り残された場合等への対策など、津波避難の検証を行い、課題解決に向けた取組への支援を行います。

○ 観光防災の推進

県内の観光事業者や観光関係団体が、津波発生時に起こりうる事態を具体的に想定しながら、観光旅行者の安全を確保できるよう、従来から実施している研修会に加え、新たに先進的な取組事例を調査し、得られた知見をふまえ、観光関係者向けの観光防災マニュアルを作成します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3－2－1 津波避難の実効性の検証と対策の推進	各地域での避難方法等の検証に活用できるツールの作成	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施 (7市町で実施)	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施 (12市町(累計)で実施)	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施 (19市町(累計)で実施)
3－2－2 観光防災の推進	先進事例の調査と関係者への共有(2件)	先進事例の調査と関係者への共有(5件(累計))	観光防災マニュアルの作成に向けた情報収集	観光防災マニュアルの作成

※1 個別避難計画

災害対策基本法第49条の14に基づき、市町が作成に努める、高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための方法を定めた計画。

※2 地区防災計画

市町内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画。

施策3－3 避難に必要な防災情報の提供

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

災害時に避難を必要とする全ての人に対し、適切な避難行動を行うための防災情報が確実に提供できる体制が整っています。

【現状と課題】

- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するとともに、県民の防災意識の向上を図るため、気象や災害に関する防災情報を「防災みえ.jp」ホームページやSNS(Twitter、LINE)、メール等により提供しています。
- 災害時に避難を必要とする全ての人が、気象情報や近くにある避難場所など、必要な情報を的確に入手し、適切な避難行動をとることができるよう、迅速にわかりやすく防災情報を提供していくとともに、気象情報に関する制度改正に適宜対応していく必要があります。

また、「令和4年度防災に関する県民意識調査」では、気象・災害情報を入手したい情報源として、約4割の方が「防災みえメール配信サービス」を、約3割の方が「防災みえ.jp」ホームページを挙げていることから、今後、「防災みえ.jp」の利便性をより一層向上させていく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 防災情報プラットフォームの強化

避難行動を行うために必要な防災情報をよりわかりやすく、正確に、確実に提供するため、情報発信ツールや提供する防災情報の内容についてあらゆる観点から検証を行い、「防災みえ.jp」ホームページについて見やすくかつ求める情報を迅速に探すことができるようとする改善やSNSを活用した情報発信等の改善を図るとともに、線状降水帯情報などの新たな防災情報や制度改正に適切に対応するなど、防災情報プラットフォーム（防災情報の収集や提供を行う仕組み）の強化に取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3－3－1 防災情報プラットフォームの強化	情報発信ツール（防災みえ.jp等）や提供する防災情報の内容の検証	情報発信に係る新しい仕組みに係る仕様の作成	情報発信に係る新しい仕組みの構築	情報発信に係る新しい仕組みの構築及び運用

取組方向 4 安全・安心な避難環境の整備

施策 4－1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

災害関連死を防止するため、避難所における停電対策や断水対策等の環境改善が図られるとともに、住民主体による避難所運営体制が確立されています。

また、避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、被災者のニーズに応じた保健活動（保健指導及び栄養指導等）ができる体制が整っています。

【現状と課題】

- 避難所で起こりうる課題を可能な限り回避し、災害関連死が発生しないよう、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害で課題となった事項への対策や避難所における新型コロナウイルス感染症対策も盛り込んだ「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用し、住民主体による避難所運営体制の構築を支援しています。また、令和3年度からは、この策定指針に基づく避難所運営の実効性について検証するために「避難所アセスメント」を実施し、各市町の避難所の運営方法の改善を支援しています。
- 「令和4年度防災に関する県民意識調査」では、地震や風水害で避難しようと思わない理由として「避難所生活が不便・不自由だから」と答えた方が約3割にのぼっていることから、避難所内でのプライベートな空間の確保や空調・換気対策、災害による停電や断水が発生した場合の備えなど、県民が安心して避難できる避難所の生活環境の改善に引き続き取り組んでいく必要があります。
- また、避難所等においては、被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、迅速かつ的確な対応が求められることから、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した研修や訓練、「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン第二版」の周知・啓発のための研修の実施、地域の状況に応じた地域版マニュアル作成の支援など、被災者のニーズ等に的確に対応した保健活動が行えるよう、保健所と市町が連携した取組を実施しています。
- 引き続き、災害時保健師活動マニュアル等を活用した研修や訓練を実施することにより保健師・栄養士等のスキルアップを図るとともに、保健所と市町が連携し、災害時の保健活動の体制を強化する必要があります。

【特に注力する取組】

○ 避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善

各市町で実施した「避難所アセスメント」で得られた知見について、地域住民が活用しやすいように「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に新たに盛り込み、自主防災組織等が行う避難所運営訓練や避難所運営マニュアル作成ワークショップ等での活用を通して、住民主体による避難所運営体制の構築に向けた支援を行っていきます。また、停電対策や断水対策など、避難所の環境改善として市町が実施する資機材等の整備に対し、地域減災力強化推進補助金を活用して支援を行います。

○ 避難所等における保健・衛生活動体制の整備

被災者のニーズ等に的確に対応した保健活動が行えるよう、「三重県災害時保健師活動マニュアル」等を活用した研修や訓練を実施するとともに、保健所とその管内市町において保健活動に係る会議等を開催し、組織体制や活動体制についての確認や検討を進め、災害時の保健活動の体制強化に取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4-1-1 避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善	全市町における避難所アセスメントの完了	避難所アセスメント結果をふまえた「避難所運営マニュアル策定指針」の見直し・市町での活用促進		
4-1-2 避難所等における保健・衛生活動体制の整備	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催（保健所2か所以上で開催）	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催（保健所4か所以上で開催）	保健所と市町の保健活動に係る会議等の開催（保健所6か所以上で開催）	全ての保健所と市町において開催

施策4－2 避難所における避難者へのきめ細かな支援

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

災害発生時に、女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦と乳幼児、子どもなど避難者の多様性に配慮した避難所運営体制が確立され、多様な避難者を円滑に支援することができる体制が整備されています。

また、避難所等で配慮が必要な避難者を支援する三重県DWATの即応体制が整備されています。

【現状と課題】

- 県では、女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦と乳幼児、子どもなど多様な避難者に配慮した避難所運営体制の確立を促進するため、市町や地域が行う避難所運営訓練に防災技術指導員を派遣し、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害で課題となった事項への対策等を盛り込んだ「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用しながら、要配慮者を含む避難者受入れの指導などの支援を行っています。また、地域減災力強化推進補助金を活用した要配慮者用の災害用トイレやプライベートルームなどの資機材整備に加え、民間事業者等との協定による電源確保手段としての電気自動車の確保など、さまざまな支援に取り組んでいます。

今後も引き続き、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用しながら、市町や地域における多様な避難者に配慮した環境整備の取組を支援していく必要があります。

- 県内の外国人住民数は53,042人（令和3年末）で、県内総人口の2.97%を占め、全国的にも高い割合となっているとともに、外国人住民の定住化や多国籍化が進むことが予想される中、災害発生時における外国人避難者のサポート体制の充実が求められています。こうした中、外国人避難者が災害情報等を的確に入手し、不安なく避難生活を送ることができるよう、関係機関等とのネットワーク強化や円滑な情報伝達に向けた取組などの外国人避難者支援のための環境整備を引き続き進めていく必要があります。

- 大規模災害等の発生時に配慮が必要な避難者を支援するため、令和元年度に創設した「三重県DWAT（※¹）」が実際の災害対応において効果的に活動できるよう、チーム員に対し実践的な研修を行うことで、三重県DWATの即応性を強化する必要があります。

また、配慮が必要な避難者が、安心して避難生活を送ることができる環境を整えるため、福祉避難所の運営体制を整備する必要があります。

【特に注力する取組】

○ 避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援

- 市町や地域が実施する避難所運営訓練や避難所運営マニュアル作成ワークショップ等に県防災技術指導員を派遣し、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用した環境整備の取組への支援を行います。

また、地域減災力強化推進補助金を活用して、避難者の多様性に配慮した避難所運営に必要となる資機材等の整備を支援します。

- 災害発生時において外国人への支援を目的として設置する「みえ災害時多言語支援センター」が効果的に機能し、多言語による情報伝達や外国人避難者への対応を的確に行えるよう、各市町と連携した避難所における外国人避難者の円滑な受入れに向けた訓練や、センターの立ち上げ時を想定した関係機関相互の多言語情報提供に関する図上訓練を実施します。

- 三重県DWATが効果的に活動できるよう、三重県社会福祉協議会と協力し、チーム員に対してDWAT活動に係る実践的な研修を実施します。

また、福祉避難所を運営する施設職員や市町職員に対して、円滑な運営体制を確保するために必要な能力向上を図るための研修を実施します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4－2－1 避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（1市町で実施）	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（2市町（累計）で実施）	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（3市町（累計）で実施）	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施（4市町（累計）で実施）
	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施（年2回）	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施（年2回）	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施（年2回）	DWATチーム員に対し実践的な研修を実施（年2回）

※1 DWAT

災害派遣福祉チーム（Disaster Welfare Assistance Team）の略。災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の福祉ニーズに対応するため、福祉専門職等で構成されるチームのこと。

施策 4－3 物資の受入・供給体制の整備

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

大規模災害に備え、被災者の命をつなぐために必要となる物資を確保するとともに、全市町で物資調達にかかる受援計画が整備され、発災時に円滑に物資を受け入れ、被災者まで確実に届けることができる体制が整っています。

【現状と課題】

- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、県と市町が発災初期において生命維持や生活に必要な物資を確保する必要があるため、平成28年度に「三重県備蓄・調達基本方針」を策定し、被災者の最低限の避難生活の維持や命をつなぐために不可欠な10の重要品目（※¹）について、物資の支援に係る民間事業者との協定締結や、県物資拠点での備蓄を進めています。さらに、段ボールベッド等、避難所の良好な生活環境を確保するために必要な物資についても、民間事業者の協力を得ながら確保に取り組んでいます。
- しかしながら、10の重要品目のうち、食料、携帯・簡易トイレ、哺乳瓶の3品目については、県が確保すべき備蓄目標量に達していないことから、流通備蓄や計画的な現物備蓄により確保を進めていく必要があります。
- また、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されることから、大規模災害発生時に国や他都道府県からの応援を円滑に受け入れるため、平成29年度に「三重県広域受援計画」を策定するとともに、同計画と連携した受援活動を円滑に実施するため、市町においても、「市町受援計画」の策定を促進し、県と市町が一体となった物資の受援体制の整備を進めています。
- 今後も引き続き、県災害対策本部（本庁）及び地方災害対策部（地域庁舎）の体制の見直しをふまえながら、発災時に円滑に物資を受け入れができるよう、策定した受援計画に基づいた訓練や、県及び市町職員の物資拠点運営に関する知識・ノウハウの習得等を通じて計画の実効性を向上させていく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 備蓄物資の確保

発災時に必要となる物資を確保できるよう、民間事業者との協定締結や計画的な現物での備蓄を進め、目標に達していない食料、携帯・簡易トイレ、哺乳瓶の確保に取り組みます（備蓄目標に対する令和5年3月時点の充足率：食料65%、携帯・簡易トイレ58%、哺乳瓶31%）。

○ 必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備

発災時において被災者に物資を円滑に供給することができるよう、令和5年

度及び令和6年度に実施する県災害対策本部（本庁）及び地方災害対策部（地域庁舎）の体制の見直しをふまえ、県物資拠点において物資の受入・供給に関する訓練を実施し、支援計画の実効性向上を図ります。また、県及び市町職員を対象に民間の物流専門家を招いた研修会を開催し、拠点運営に関する基本的な知識やノウハウの習得を図ります。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4-3-1 備蓄物資の確保	食料の流通・現物備蓄による確保（県備蓄目標量の66%を確保）	食料の流通・現物備蓄による確保（県備蓄目標量の69%を確保）	食料の流通・現物備蓄による確保（県備蓄目標量の72%を確保）	食料の流通・現物備蓄による確保（県備蓄目標量の75%を確保）
	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保（県備蓄目標量の66%を確保）	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保（県備蓄目標量の69%を確保）	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保（県備蓄目標量の72%を確保）	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保（県備蓄目標量の75%を確保）
	哺乳瓶の現物備蓄による確保（県備蓄目標量の40%を確保）	哺乳瓶の現物備蓄による確保（県備蓄目標量の60%を確保）	哺乳瓶の現物備蓄による確保（県備蓄目標量の80%を確保）	哺乳瓶の現物備蓄による確保（県備蓄目標量の100%を確保）
4-3-2 必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備	県災害対策本部（本庁）における物資の受入・供給体制の見直し	地方災害対策部（地域庁舎）における物資の受入・供給体制の見直し	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入れ・供給に関する訓練の実施（物資拠点3か所で実施）	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入れ・供給に関する訓練の実施（物資拠点6か所（累計）で実施）
	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催（物資拠点2か所で実施）	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催（物資拠点4か所（累計）で実施）	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催（物資拠点6か所（累計）で実施）	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催（物資拠点8か所（累計）で実施）

※1 被災者の最低限の避難生活の維持や命をつなぐために不可欠な10の重要品目

「三重県備蓄・調達基本方針」にて定める、食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、哺乳瓶、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、飲料水の10品目。

施策 4－4 多様な支援主体を受け入れる体制整備

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

被災者の多様なニーズに対し、抜け・漏れ・落ちのない支援を行うため、みえ災害ボランティア支援センターがコーディネートを行い、NPO・災害ボランティア、企業、士業、大学等の多様な支援主体の協働による被災者支援が行われる体制が整っています。

【現状と課題】

- 被災地及び被災者の速やかな復旧と、抜け・漏れ・落ちのない支援を行うことを目的として、平成29年度には三重県広域受援計画において「ボランティアの受入れに関する計画」を、令和2年度には、コロナ禍での発災を想定した市町社会福祉協議会及び市町が災害ボランティアの受援方針を検討するためのガイドライン（新型コロナウイルス感染症に配慮した三重県版災害ボランティア受援ガイドライン）を策定しました。
- 近年、NPO・ボランティア団体以外にも企業、士業、大学等の多様な主体が被災者支援の担い手として専門的な知見を活かした活動を行っています。こうした中、これら多様な主体が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、各支援主体間の情報共有や連携・調整を行う三重県域協働プラットフォームの運営を担う「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の体制強化に取り組んでいく必要があります。

【特に注力する取組】

○ みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）のコーディネート機能の強化

本県での大規模災害発生時、MVSCのもとで、県内外からの被災者支援の担い手を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な支援の実施につなげていけるよう、災害時における支援主体との連携・調整等を想定した防災訓練や研修会を通じたMVSCと各支援主体との連携・つながりの強化、各支援主体が交流したり活動状況を共有できる機会の構築などMVSCのコーディネート機能の強化に取り組みます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4－4－1 みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）のコーディネート機能の強化	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施（2団体と連携）	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施（4団体（累計）と連携）	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施（6団体（累計）と連携）	MVSCと支援主体が連携した防災訓練の実施（8団体（累計）と連携）

取組方向 5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化

施策 5－1 命を守るための意識の醸成

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

県民の防災意識が向上し、県民一人ひとりが大規模災害等から命を守るために必要な取組を実践しています。

【現状と課題】

- 県では、平成26年度に県と三重大学が共同で設置した「三重県・三重大学みえ防災・減災センター」と連携して、毎年度、風水害対策や地震・津波対策に関するシンポジウムの開催により、県民の防災意識の向上を図っており、地震体験車の派遣や防災技術指導員による防災講話、「防災みえ.jp」ホームページ等を活用して防災啓発を行っています。
- さらに、国民保護事案に関する啓発として、弾道ミサイル落下時に取るべき行動や避難施設の情報の県ホームページへの掲載等、県民の理解促進に取り組んでいます。
- しかしながら、令和4年度の「防災に関する県民意識調査」によると、平成23年の東日本大震災や、同年の紀伊半島大水害で抱いた危機意識が薄れつつあると答えた人の割合が、大震災では約5割、大水害では約3割を占めているほか、令和元年5月から運用が始まった南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という）の発表時における事前避難に関する認知度も、約5割という低い状況にあるなど、県民の間で自らの命を守るための防災意識の低下傾向が見られることから、今後はより一層、さまざまな手法により啓発活動に取り組み、災害から県民の命を守るために必要な防災意識の向上を図る必要があります。
- また、県内では耐震基準を満たさない住宅は徐々に減少していますが、南海トラフ地震の発生が危惧されている中、命を守るために住宅の耐震化は非常に重要であることから、耐震化の必要性等の普及啓発について、今後も継続的に取り組むことが必要です。

【特に注力する取組】

○ 防災意識の向上

- ・ 市町が開催する大規模イベントやショッピングモール等の集客施設などで地震体験車などを活用した防災啓発イベントを実施し、住宅の耐震化や臨時情報発表時の事前避難など、個別に実施していた啓発を総合的に実施することで啓発効果の増大を図るとともに、これまでの取組では啓発の機会がなかった方々など、より多くの県民に災害に備えることの大切さを認識してい

ただく機会を創出します。

- ・ 従来の防災啓発を継続・強化するとともに、過去に県内で大きな被害をもたらした災害について、発生から数十年等の節目にあたる年に集中してシンポジウムやメディアを活用した情報発信を行うことで、多くの県民の防災への関心を高めます。
- ・ 国民保護に関する情報の発信や、各種媒体を活用した広報に加え、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練（避難行動訓練）等を通じて、子どもたちを含め、広く県民の国民保護に関する理解促進に取り組みます。

○ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

臨時情報が発表された際に適切な行動をとっていただけよう、県が実施する地震体験車などを活用した防災啓発イベントにおいて、臨時情報発表時の事前避難についても啓発を実施して啓発効果の増大を図るとともに、事前避難が必要な住民全員が避難する避難所が確保できていない市町について、広域避難等の対応策の検討を進めます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5－1－1 防災意識の向上	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数300人)	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数600人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数900人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数1,200人(累計))
		昭和東南海地震80年啓発事業の実施		紀伊半島大水害15年啓発事業の実施
	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数50人)	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数100人(累計))	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数150人(累計))	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じた啓発を実施 (参加者数200人(累計))
5－1－2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数300人)	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数600人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数900人(累計))	イベントや集客施設等での啓発 (啓発参加者数1,200人(累計))

施策5－2 防災教育の推進

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけています。また、平常時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組んでいます。

【現状と課題】

- 南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちの命を守るために、防災ノートを活用した防災学習、防災タウンウォッキング等の体験型学習や学校と家庭・地域が連携した避難訓練等の実施、教職員の防災教育の指導力向上などを通して、子どもたちが自分の命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力の育成に取り組んできました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、体験型学習が実施しにくい状況があったことから、1人1台学習端末を活用して被災状況を体験できるよう、これまでの取組に加え、デジタルコンテンツを活用した防災学習の充実を図りました。引き続き、防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習を推進するとともに、学校と家庭・地域が連携した防災学習や避難訓練等の実施を一層推進していく必要があります。

【特に注力する取組】

○ 防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進

子どもたちが災害発生時に適切な判断・行動ができる力を身につけ、学んだ内容を家庭でも共有できるよう、1人1台学習端末を活用した防災学習や、「教室」・「通学路」などで地震が発生した状況を体験できる動画を使ったモデル授業や指導方法の研修などを実施し、防災ノートとデジタルコンテンツを効果的に組み合わせた防災学習を推進します。

○ 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

- ・ 災害発生時、学校と家庭・地域が連携して、子どもたちの安全を確保することに加え、子どもたちが地域の支援者として行動できるよう、県が派遣する学校防災アドバイザーやみえ防災・減災センターの防災人材を活用し、学校と家庭・地域が連携した体験型学習や避難訓練等の防災教育を推進します。
- ・ 災害時学校支援チームの強化など、教職員の災害対応力を高めることで、災害時における、地域の避難所としての学校運営や、学校教育の早期復旧につなげます。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5－2－1 防災ノートや デジタルコン テンツを活用 した防災学習 の推進	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施（全ての公立学校で実施）	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施（全ての公立学校で実施）	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施（全ての公立学校で実施）	モデル授業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施（全ての公立学校で実施）
5－2－2 学校・家庭・地 域が連携した 防災教育の推 進	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進（全ての公立学校で実施）	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進（全ての公立学校で実施）	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進（全ての公立学校で実施）	防災アドバイザーの派遣等により、学校・家庭・地域が連携した体験型防災学習や避難訓練等を推進（全ての公立学校で実施）

施策5－3 地域の防災人材の育成

めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）

若者をはじめとする防災人材の育成により、自主防災組織や消防団などの地域防災の担い手が確保され、各主体が相互に補完することで地域の防災活動が活性化し、災害に強い地域づくりが進んでいます。

【現状と課題】

- 県では、「三重県・三重大学みえ防災・減災センター」において、地域で活躍する「みえ防災コーディネーター」や、若年層にアプローチし他の若者を巻き込んで地域の防災活動に参加する「みえ学生防災啓発サポートー」など、地域の防災人材の育成を進めています。また、自主防災組織の中核を担う人材の資質向上を図るための研修や、活発な活動を行っている自主防災組織等の先進事例を学ぶ交流会の開催等により、自主防災組織の活動の活性化を図っています。
- 全国的に減少が著しい消防団員の減少を食い止めるため、本県では令和2年度から3か年、「消防団充実強化促進事業」として、市町における機能別団員制度の導入や女性消防団員の確保を促進し、機能別団員制度を導入した市町や女性消防団員の増加等、一定の成果が上がっていますが、消防団員総数としては減少が続いている、「令和4年度防災に関する県民意識調査」では、「消防団活動に参加していない」と回答した人の半数以上が、「消防団の存在や活動内容を知らない」と回答しています。
また、近年、消防団員の就業形態が大きく変化し、被用者率が7割を超えていることをふまえると、消防団の活性化のためには企業等の理解・協力も不可欠となっています。
- 地域住民の安心・安全を確保するため、引き続き、地域の防災活動をリードする防災人材の育成を進めるとともに、特に、地域防災力の中核を担う消防団の役割や、その活動に対する県民や企業等の理解をより一層促進し、自主防災組織や消防団等、地域防災の担い手の確保と活性化を通じて、災害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

【特に注力する取組】

- 地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化
 - ・ 「みえ防災コーディネーター」や「みえ学生防災啓発サポートー」等の防災人材の育成や自主防災組織の中核を担う人材の資質向上を図ります。
 - ・ 地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会を創出し、連携を促進することにより、自主防災組織を中心とした地域の防災活動の活性化を図るとともに、地域防災の担い手の確保につなげます。

○ 消防団員の確保

- 新たに設置した全庁的な検討会を活用しながら、市町や三重県消防協会と連携し、例年2月に実施している「消防団入団促進キャンペーン」に加え、ショッピングモール等の集客施設などで、地域の安心・安全を守るための重要な役割を担っている消防団の役割を知ってもらう機会を創出します。

企業等の協力を促すための新たな施策にも取り組むことで、被用者が消防団活動に参加しやすい環境の整備に努めるなど、消防団活動に対する地域社会の理解の促進を図ります。

- 幅広い住民の消防団への入団を促進するため、引き続き、市町における女性・学生の入団や機能別団員制度の導入を促進するとともに、消防団員の定数充足率が市町によって偏りがあることから、市町や三重県消防協会から実情を丁寧に聴き取り、県施策に反映させていきます。

あわせて、国・その他関係機関の支援の活用促進に一層積極的に取り組むなど、市町が実施する消防団入団促進の取組を支援します。

取組項目	年度ごとのアクション			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5－3－1 地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (3回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (6回(累計))	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (9回(累計))	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出 (12回(累計))
5－3－2 消防団員の確保	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入 (2件)	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入 (4件(累計))	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入 (6件(累計))	県による消防団員確保のための新たな入団促進策の導入 (8件(累計))
	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施 (1件)	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施 (2件(累計))	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施 (3件(累計))	市町や三重県消防協会に対する、ニーズに基づく新たな支援策の実施 (4件(累計))